

災害時における中央公園（ふれあい広場）の管理運営方針

1 目的

防災公園として整備を進めている中央公園において、先行して整備を実施した「ふれあい広場」エリアについて、災害時に関係団体、地域住民が同エリアを避難場所として利用するための基本的な考え方を示すとともに、災害発生時において地域住民等が同エリアに設置した防災ベンチ（かまどベンチ）をはじめとする防災施設を有効かつ適正に利用することができるよう、日常から災害等の発生に備え、これらを有効に活用するための啓発方法など、防災拠点としての機能維持のために必要な事項を定める。

2 「ふれあい広場」エリアを含めた中央公園の位置付け

(1) 広域避難場所

呉市地域防災計画に定める避難計画に基づき、中央公園は大規模災害（地震・大火災の場合）における広域避難場所に指定され、地震発生直後において、住民は自宅や職場にいたることが危険であると判断された場合、安全の確保がされるまでの避難先となる。

また、中央公園は、市役所庁舎、呉市体育館（前面駐車場も含む。）と一体的に防災中枢拠点に位置付けられ、市役所を中心として市の中核的な防災活動を担うこととされている。

その機能として次の様な機能が期待されている。

- ・避難所機能
- ・ボランティアセンター機能
- ・備蓄機能
- ・救援物資・救援部隊の受入機能

【参考：広域避難場所とは】

区 分		用 途	主な指定場所等
避難 場所	広域避難 場所	・地震等による火災が拡大し、輻射熱や煙による二次災害の危険から住民の安全を確保する場所 ・周囲が火災で包囲されても安全な場所で、多数の住民を収容できる面積がある場所	公園，グラウンド など

(2) 防災中枢拠点

市役所本庁舎は災害時の防災中枢拠点となり、呉市体育館及び中央公園との一体的な活用により、拠点機能を強化するよう位置付けられており、中央公園については、そのバックヤードなどとして活用することとしている。

3 災害時における「ふれあい広場」エリア活用の考え方

前述の説明のとおり、広域避難場所の考え方や位置付けを踏まえ、「ふれあい広

場」エリアについては、地震・津波災害時における広域避難場所としての利用が原則となる。

ただし、損壊等により避難所建物が利用できない状態にある風水害時において、指定避難所への避難が困難な状況にあるなど、被災直後において、行政側の支援体制が整わない中で、同エリア近隣の地域住民等が緊急的に避難し、一時的な避難生活をするのが想定される。

こうした必要が生じたときには、災害対策本部との調整の上、同エリアを広域避難場所以外として利用することを検討するものとする。

(1) 周辺避難所への救助活動拠点としての活用

中央公園周辺の避難所において、ライフラインの断絶等によりガス、電気等の使用ができない場合、「ふれあい広場」エリアに配置した防災ベンチ(かまどベンチ)等を活用して、周辺避難所への避難者、地域住民等に対し食事等の提供を行う拠点としての活用を考慮するものとする。

この場合において、防災施設の運用(これら施設を用いた活動)は、地域防災計画において、炊き出し等の活動を行うこととされている、女性会や赤十字奉仕団、他市町の応援、災害派遣等された自衛隊、ボランティアの活用を図るものとする。

(2) 市全域への防災中枢拠点のバックヤードとしての活用

2-(1)で説明のとおり、中央公園は「ふれあい広場」エリアを含め、広域避難場所に位置付けられていることから、避難者の滞在は短期的なものに留まることが想定される。

こうしたことから、同エリアに設置される防災施設(参考②参照)については、避難者自らが利用することよりも、災害救助の拠点としての活用を考慮するものとする。なお、その際は、次の様な活用が考えられる。

- ・ 救援部隊及びボランティア等への炊き出し活動における防災ベンチ(かまどベンチ)の活用
- ・ 休憩所・パーゴラに収納したテントを展開し、災害医療チーム等が救護所・救護病院を開設の際の救護施設等として活用
- ・ 断水時においても利用可能な手足洗い場の活用(自衛災害救助活動後の衛生状態確保、医療・看護等に利用する水の確保)

4 平常時における施設の維持管理と活用

「ふれあい広場」エリア及びそこに配置された防災施設を災害時において効果的に活用するため、平常時において、次の点について留意し、維持管理を行う必要がある。

(1) 施設のメンテナンス

他の公園施設と同様に、メンテナンスによる安全性の確保の点に加え、災害時において、防災関連施設として十分機能するかという視点から点検、修繕等を行う。

(2) 施設状況の把握及び情報提供

公園施設であることから、都市公園法に基づき、公園台帳等の整備を適切に行い、防災施設の配置状況等を把握しておくとともに、変更等が生じた場合には適宜台帳等に修正反映させる。

また、緊急時に防災施設がスムーズに活用されるよう、災害対応担当、ボランティア団体等の窓口担当の部局など公園管理の担当部局以外においても、こうした防災施設の配置について、把握、認識がされるよう情報提供を適宜行う。

(3) 災害時の公園利用を想定した訓練等の実施

災害時に求められる機能を適時適切に発揮するために、災害対応部局、他の防災関係機関等と連携し、防災訓練等を計画・実施し、災害時の役割分担、連携の考え方を整理し、「ふれあい広場」エリアにおける災害時の行動手順等のマニュアル化などに取り組む。

(4) 地域住民への周知及び防災施設の利用体験機会の提供

呉市ホームページにおいての「ふれあい広場」エリアの紹介など、同エリアの活用についての地域住民や住民組織等への啓発とともに、消防機関や近隣地域住民等が実施する防災訓練等において、災害時において防災施設等の使いこなしがされるよう、同エリアを活用する訓練機会の提供に努める。

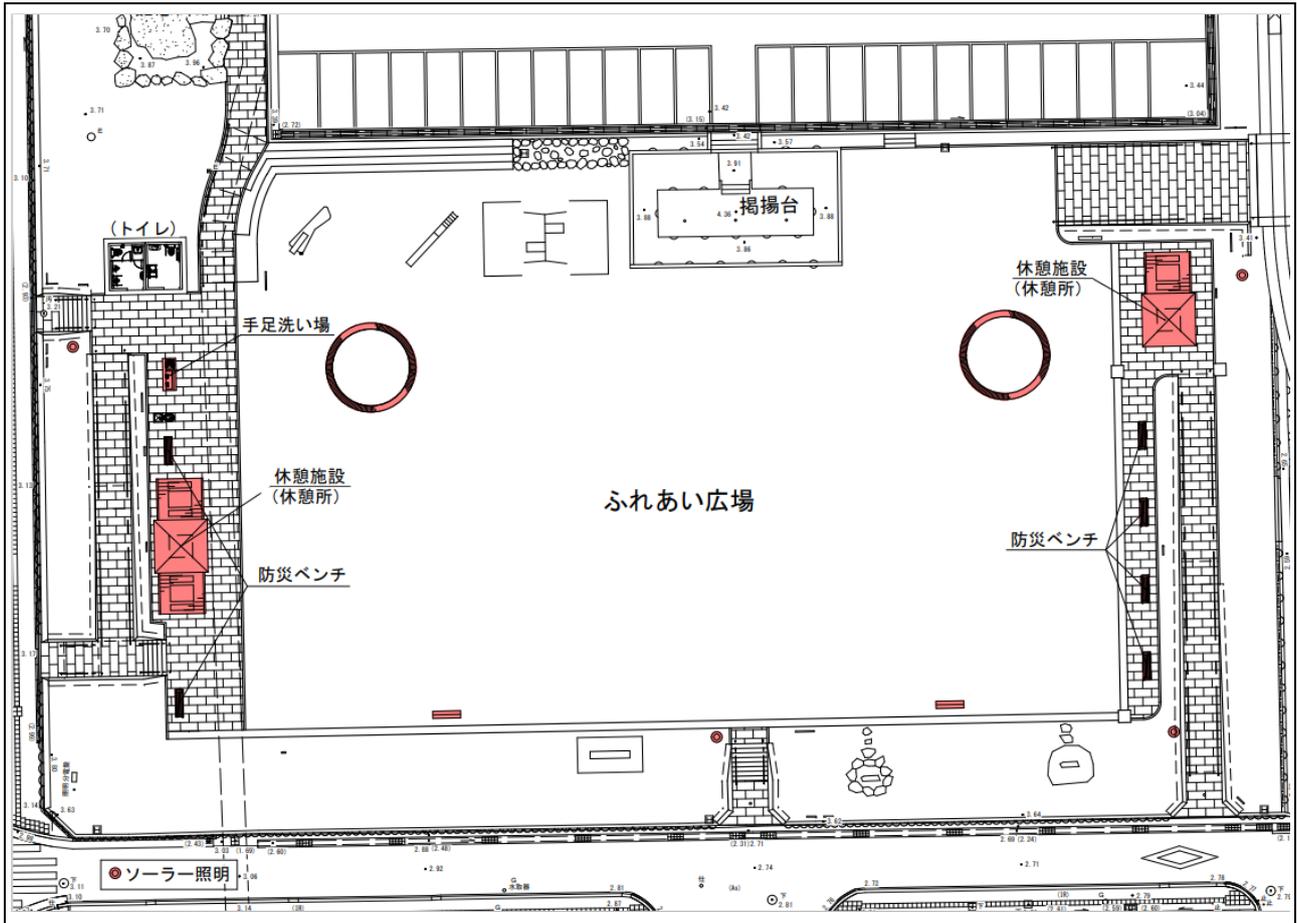
この場合において、公園管理者も災害対応部局等と連携し、防災施設の操作説明をするなどのサポートに努める。

5 管理運営方針の見直し

現時点では、中央公園の防災公園としての整備が進められている状況であることから、最終的に同公園の全体整備が完了した段階において、地域防災計画における位置付けの整理と併せて当管理運営方針の見直しを行うものとする。

【参考】

① 「ふれあい広場」エリア内の防災施設配置状況



② 防災施設の内容

写真	名称	説明	設置数
	休憩施設 (休憩所)	平常時は休憩施設として使用し、災害時は上屋のルーバーを回転させることで屋根としての機能を担う。また、周囲をテント等で覆うことで救護施設等として利用できる。	2
	縁台	平常時は休憩用として使用する。災害時の備えとして、テントや防災用品等を収納できる。固定しているねじを工具等で取り外し、座板・中蓋を持ち上げて使用する。	2
	テーブル ベンチ		3

	<p>防災ベンチ</p>	<p>平常時はベンチとして使用し，災害時は，固定しているねじを工具等を取り外すことで座板を外し，かまどとして利用できる。</p>	<p>6</p>
	<p>手足洗い場</p>	<p>災害による断水時に，給水用ホースを接続することで給水車等からの水を利用できる。</p>	<p>1</p>
	<p>ソーラー照明</p>	<p>太陽電池パネルで発電した電力を蓄電池に蓄えて夜間にその電力を使って点灯する。災害時には蓄電池の電力を使用して，携帯電話等を充電することができる。</p>	<p>4</p>